



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：仲野 智
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 Fax (03) 5842 - 5602
 毎月1日発行
 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む)
<http://www.inoken.gr.jp>

安心して療養し、職場復帰のできる制度の実現を 労災補償制度に関する厚生労働省要請

「いの健」全国センターは、労働基準行政検討会委員を中心に、9月9日、改定した「政策・制度要求」の労災補償制度に関する部分について厚労省に要請を行いました。要請項目は、すべての労働者に同様の療養を保障し職場復帰への支援をすること、労災認定にあたっての行政対応の改善、労災保険の給付水準の改善、療養者のリハビリテーション補償・予防給付、不服審査制度の改善を柱に多岐にわたったものとなりました。

14人の担当者が回答

厚生労働省からは、要請項目ごとの担当者14人が参加し、ひとつひとつの項目に対して回答が行われ、その中の重点について、センター側から質問、意見を述べていきました。

1つめは、職場復帰について事業場外資源の復帰プログラムを増やすこと。ほとんどの県で1カ所しかない実態はメンタルヘルスの急増など職場復帰の実態にまったく対応していない、増やす計画はないのかを質問しました。担当者からは、県内でどの地域でも実施できるように職員の出張なども行っていることが回答され、今後、充実を図っていくことに対しては「要望」として受け止めていきたいとの回答でした。

2つ目は病気休暇制度について。企業によっては、制度のあるところもあるが多くはなく、病気休暇制度ができることによって、治癒・職場復帰の可能性が広がります。しかし、回答は「法制化はむずかしい。休暇制度の導入を進める好事例集などを作成しているので活用してほしい」ということでした。

実態にあった制度の運用、変更を。

さらに、職場復帰にむけての具体的な課題として、労災保険での治癒・症状固定後の治療について、質疑を行いました。現在、労災保険の「治癒・症状固定」後、アフターケアの制度はあるものの、実際にはさらに治療をしながら職場復帰をし働く場合があ

ります。その時、同一病名では健康保険で扱うことができません。また、健康保険



での傷病手当金の支給要件は「仕事に就くことができないこと」となっており、復職への意欲をそぐ結果になってしまうことも指摘しました。労災の休業補償給付で有給休暇分は給付されないことに対しても、労災認定後に調整できることなどについて丁寧に説明すべきと要請しました。

また、労働基準監督署の対応について、増員と同時に挙証の困難な申請者の主張について、真摯に受け止め調査してほしいと訴えました。

メンタルヘルス不調の急増に象徴されるように、疾病構造は大きく変わってきています。病気を持ちながら働く人が増えています。そこに対応した労災保険、医療保険制度が求められています。これまでの法律・通達や解釈にとどまらない柔軟な制度間の調整、変更を要請しました。

労災保険制度についての要請は、政策・制度要求作成後初めてです。今後定期的に要請を行い実態にあった制度の実現をめざしていきたいと思えます。

(全国センター 岡村やよい)

〈今月号の記事〉

過労死家族会緊急院内集会／派遣法強行採決	2面
安全衛生活動の交流 東都生協労組	3面
各地・各団体 愛知／北海道／京都／山口／北九州	4～6面
／関西建設アスベスト／民医連	7面
JALシンポ「明日への誓い」	7面
平和×いの健 戦争法案反対各地で	8面

入社3年目でも「裁量労働」適用除外を拡大する労基法改悪はストップを 過労死家族の会・緊急院内集会

全国過労死を考える家族の会が、8月5日に衆議院議員会館にて緊急院内集会を開催しました(写真)。昨年6月に制定された過労死防止法に逆行する労基法改悪法案に対して、過労死・過労自死をした人たちの働き方の実態を告発していきました。

大手服飾品会社の営業部課長とソウル事務所責任者を兼ねていたYさん。クモ膜下出血で倒れ、一命は取りとめたものの両目を失明。倒れる直前の120日の内49日間は海外出張。月平均残業時間は150時間に達していました。会社は裁判でYさんは裁量労働制の対象者だったと主張しています

また、27歳の大手印刷会社員Aさん。入社3年目の4月に自死。入社翌年から裁量労働制が適用され、仕事の時間配分をある程度自分で決められる代わりに1日=8.5時間と決められたみなし労働以上には残業代は出ません。しかし、実際には80時間を超える残業をしていた月が数ヶ月。目標チャレンジ制度やパワハラもあったと言われる職場環境で、入社2年目の社員に裁量労働制があてはめるべきではなかったのではないかと母親が訴えました。

医師や教員、SEなど、「高度プロフェッショナル制」の先取りのような労働による過労死・過労自死の家族の訴えも続きました。集会では19人の遺族、当事者が訴え。倒れた人の職種、年齢は様々でも、労働時間の実態が正確に把握されず、専門技術者や管理職ということで残業代カット、しかし仕事量の管理はされず成果を求められつづけて倒れてしまった点が共通しています。全国医師ユニオンの横山直人代表、医療制度研究会の本田宏副理事長も医療現場の労働実態報告がありました。閉会あいさつで、過労死弁護団全国連絡会議 玉木一成幹事長は、「長時間労働をしないとできない仕事や成果を求めながら、労基法の例外をつくり裁量労働制を押し付けている。さらに例外を拡大する法案を認めるわけにはいかない。絶対に止めていこう」と訴えました。

(全国センター 岡村やよい)



雇用破壊、戦争法案を進める安倍政権は退陣を 派遣労働を固定化・拡大する派遣法改悪法を強行採決

派遣大改悪法案は、参議院で法案修正と39項目の附帯決議がつき衆議院に戻されましたが、9月11日、衆議院本会議では実質審議がされないまま、反対討論だけで採決・成立しました。今回の大改悪は、臨時的・一時的業務に限り常用代替としないという派遣の原則を根本から崩し、派遣の永続化、固定化、首切り自由化に道を開くものです。全労連はこの暴挙に強く抗議します。

違法派遣のみなし雇用制度は10月1日施行でしたが、何としても施行を阻止したい政府・財界の思惑で施行日が9月30日とされました。専門26業務と言いつつ一般的な仕事をさせられ施行を待っていた派遣労働者は、期間制限違反での直接雇用への道が絶たれることとなります。労働者の期待権を奪うことは断じて許されません。

政府は派遣元で教育・訓練し正社員への道を開くと言いますが、派遣労働者のスキルが低いわけではなく関係ありません。派遣先がコスト削減、使い勝手のいい労働者として使い続けているだけです。派遣先は人を変えればずっと派遣を使え、気に入った労働者がいれば派遣元で無期雇用するように圧力を

かければ使い続けられ、派遣先の都合でバツサリ切ることも可能です。正社員だけではなく、契約社員、パートなどの非



採決強行に抗議し新宿駅南口で全労連・労働法制中央連絡会が宣伝(9月11日)

正規労働者を雇用責任のない派遣へ置き換えていくことは明らかです。すでに電機産業では正規職員の派遣への置き換えが始まっています。

施行日に間に合わせるため、労政審・労働力需給制度部会では政省令・指針策定の議論、パブリックコメントの募集がされています。職場における派遣を常用代替とさせない、派遣労働者の相談にのり組織化する、直雇用にさせるなど労働組合としての取り組みが重要になっています。派遣法の抜本改正、雇用破壊を進める安倍政権退陣、戦争法案廃案に力を尽くしましょう=9月17日記。

(全労連 高島牧子)

労働者の相談に応え、安全衛生活動を着実に推進 明るい職場づくりをめざして

東都生協労組（以下「東都労組」）の、労働安全衛生に関する取り組みについて報告します。

作業環境改善の要求

昨年10月、事務系の業務に従事する労働者より当労組に対し、休憩室の使用について相談がありました。

当該部署の休憩室は、従来から総務部門の「物置場」と化しており（写真1、2参照）休憩室の用をなさない場となっていました。

昨年、組織機構の再編に伴い、他の事業場にあった部署が当該のビルに部署ごと引っ越してきてしまったため、職場における「人口密度」の高まりと共に休憩室のあり方について問題が表面化しました。

私たち労組は「事業者は、常時50人以上又は常時女性30人以上の労働者を使用するときは、労働者が、臥床することのできる休養室又は休養所を、男性用と女性用に区別して設けなければならない」と定めた安衛法23条に基づく安衛則618条と、事務所則21条を論拠に使用者に対して「①想定した用途以外の使用を禁じること、畳のスペースに置かれている資材等の整理・撤去等を通じ、休養の用に足るスペースを速やかに確保すること。②資材・資料置き場を外部のトランクルーム等に移管する、他事業所へ移管するなど具体的な解決策」を求め、「本件についてその進捗状況を定例労使協議、および中央労働安全委員会の議題とすること」とする申し入れを行いました。現在交渉中です。

休憩室 1



休憩室 2

インフルエンザ予防対策に関する要求

また、昨年末、ある部署でインフルエンザが流行し、部署の大半の労働者が療養のための休業に入ってしまったため、残された労働者に業務が集中してしまっただけでなく、残された労働者に業務が集中してしまっただけでなく、この件に関して労働者からの相談と要求があり、今年の春闘要求論議のおり、諸要求の一つとして掲げました。

我々の健保組合では、「18歳未満の被扶養者を持つ被保険者に対して12月末日までのあいだに予防接種を受けた場合に補助を出す」という制度はあるものの、被保険者本人＝労働者に直接補助を出しているわけではありません。そこで「インフルエンザを含めた感染症への対応について、対応マニュアルの整備、業務連絡や部署会議等で周知徹底すること。健保組合で実施している予防接種などへの経費補助として一人1000円を拠出すること」とする要求を提出。本年2月20日には、「2015年度から予防接種を受けた従業員に対して、一人1000円の補助を行います」とする回答を得ることができました。

（東都生協労働組合副委員長 山内 拓）



各地・各団体のとりくみ

北海道

「戦争法案」は許さない

北海道センター通常総会開催

8月29日、札幌市内で第3回通常総会が開催され45人が参加しました。開会挨拶で福地理事長は、



発言する皆川洋美弁護士

「ILOは第一次大戦を経て、『世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立する』との憲章のもとで結成され、今日ディーセント・ワークの実現を提唱している。首相が狙う『戦争法案』は真っ向から反する、絶対に許されない」と訴えました。

議案提案の後、7人から発言がありました。道高教組の代議員は、道教育委員会の「メンタル対策」文書は現場に知らされていない。「評価制度」が導入されたが「衛生委員会」活動が重要と発言しました。道勤医労からは介護現場で腰痛予防の学習会を行い、ノーリフトの取り組みに意欲が増していると報告がありました。道医労連からは、新卒看護師の過労死で今年結成した「支援する会」の活動を報告し、新卒看護師をいかに育てるかをテーマにシンポジウムを準備していると発言しました。また、弁護士から11月の過労死啓発月間の「シンポジウム」についてなどの発言がありました。議案は全会一致で採択され、新役員を選出。新事務局長に村井勇太氏が選任されました。(北海道センター 佐藤誠一)

京都

ストレスチェックの学習とあわせて

京都センター第17回定期総会

いの健京都センターの第17回定期総会が9月1日、ラポール京都で開催されました。総会前に、12月1日から実施されるストレスチェック制度について「ストレスチェック制度をどう職場に生かすのか」のテーマで、京都労働局の健康安全課長による記念セミナーを行い、45人が参加しました。課長は、1時間にわたってストレスチェック制度について、実施目的、導入前の準備、実施後の面接指導や職場分析と環境改善、プライバシーの保護などをポイントに説明しました。また、50人未満の事業場への助成金制度について紹介しました。

セミナー後、総会に移り各号議案の提案と審議。

5人の代議員から発言がありました。戦争法案の国会前での反対行動に参加しての報告。建設アスベスト訴訟の判決をひかえての取り組みの強化。過労死防止法の制定と過労死防止京都連絡会の結成と取り組み。ストレスチェック制度の導入を契機にストレスの少ない職場環境の形成の重要性。学校現場の過酷な勤務状況と疲弊する教職員の現状報告などの発言がありました。役員選出の後、特別決議「安倍『戦争法案』廃案への運動の強化を」の提案と採決を行い、満場一致で採決されました。

(京都センター 新谷一男)

愛知

歌と創作劇で25周年を祝う

愛知センター25周年記念総会

愛知働くもののいのちと健康を守るセンターの創立25周年記念の総会が、8月



29日名古屋市の労働会館で開かれ、78人が参加しました。最初に会員らの創作曲「愛知健康センターの歌」を披露。「いつもげんきに」鈴木明男作詞作曲。「思いつながれ」清水則雄作詞作曲。「明日へのち輝け」杉林和子作詞・菅ヶ谷巖作曲の3曲です。秋の日本のうたごえ祭典でも歌われます。

次に健康センターと名古屋過労死を考える家族の会の取り組みを演劇化した「いのち守ろう」を演じました。シナリオは劇団名芸の栗木英章さん(8月17日ご逝去)の遺作です。トヨタ自動車と住友電設の過労死事件を取り上げた作品で「おやすみ」などの挿入歌は名古屋青年合唱団の指導でトヨタ労働者歌う会などが出演しました。

年会誌「いのちと健康 愛知」は25年間に闘われた800の争議をまとめた一覧表が付いています。20年前には過労死裁判は10年以上かかるものが多かったのですが、今は2~3年と早くなっています。しかし問題は山積。もっと早くお金のがかからない形でできる認定制度の改革が提案されています。

理事長は、8年間務められた高木弘己医師から猿田正機中京大学名誉教授に受け継がれました。総会議案と「戦争法案と労働法制の改悪に反対する特別決議」を満場の拍手で採択しました。

(愛知センター 宮崎脩一)

各地・各団体のとりくみ

山口

誰のためのストレスチェックか

メンタルヘルス学習会

あらゆる職場で強いストレスを感じている労働者の割合が高くなっています。仕事による強いストレスが原因で精神障害を発病し、労災認定される労働者が増加。精神障害の労災認定件数は3年連続で過去最多を更新しています。労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することは重要な課題となっています。

こうした状況の中、山口県労安センターは山口産業保健総合支援センターと共催で8月19日、山口市で第2回メンタルヘルス学習会をおこないました。メンタルヘルス学習会では、今年12月1日から施行される「ストレスチェック制度」について学びました。学習会には、自治労連、高教組、医労連、国公共闘、通信労組、年金者組合や周南・防府・下関の各地域労連など、6単産・3地域労連から23人が参加。「誰のためのストレスチェックか?!」と題して講演した産業保健相談員(保健師)・足立明子氏は、「いろいろなことでストレスを感じている労働者を誰かが気づいてくればよい」「自分が現在、どういう状況になっているかを把握することが大切。ストレスチェックはそのための制度」、「個人の心と体についての状況を把握すること」「職場(団体)がどういう状況になっているかを把握すること」がストレスチェック制度の目的だと述べました。

そして、厚生労働省のパンフレットを使ってストレスチェック制度の概要をわかりやすく説明。制度の実施については試行錯誤があるものの事業主や労働者の理解を広げることが大切と語りました。

参加者からは、「すでにストレスによる精神疾患は広がっている。こうした労働者に対する対応はどうなるのか」「管理・監督者が制度の実施者になる危険性はないだろうか」「ストレスチェックを受けない労働者に対する不利益扱いはどうなるか」などといった感想・意見が出されました。

(山口センター 高根孝昭)

北九州

労働安全衛生委員会を活用しよう

第2期ROUAN塾第2課

北九州労健連では、労安活動家の養成を目的に、第2回ROUAN塾を5月から実施しています。

7月11日には、健和会複合施設地域交流センターで、「第2期ROUAN塾第2課」が開催されました。



第1講座「労働安全衛生委員会の実践報告」では①いのちと健康を守る会②市職労③健和会の順で、それぞれの職場での安全衛生活動について、特徴的な事例を報告しました。

第2講座の田村昭彦医師による講義では、「健康で安全な職場はどうしたら作れるか?」と、トンネル工事の写真から塾生に問いかけ。労働安全衛生の「3管理」(健康管理・作業管理・作業環境管理)の説明から健康診断は結果であって、作業環境を改善することが大事だと説明されました。また「産業医を活用しよう」とし、「産業医とフレンドリーにということではなく、活用できるものを活用し尽くすというぐらい労働組合は貪欲になった方がいい。事故が起きた時に現場に労務の担当は行く。その上司も当然知っている。しかし、当事者の立場は弱い。その時に労働組合はどうやって労働者を守るか。守るのは労働組合しかない。事故の問題点だけではなく、個人だけの責任にされない防波堤の役割を労働組合が果たすべきだ」と話されました。

第3講座「模擬労働安全衛生委員会」は、2つのテーマで①メンタル不調で休職していた職員の復帰②コンビニの弁当の製造工場でおきた手指巻き込み事故。塾生が従業員側の委員として、問題点を掘り起し、労働者保護の観点で会社とどう協議していけるのか。活発な議論が交わされました。

塾生から、安全衛生委員の決め方について他団体の意見を聞き、もっと積極的に労働組合が関わる必要がある。その為にはもっと組合が安全衛生について教育し、若手が安全衛生についてきちんと理解したうえで委員となる体制が必要だと思う。労働の環境や業務の行ない方、与え方などわかってはいるが、実際はそこまで注視し労働者への配慮ができていないか、報告の承認機関になっていないか、積極的に調査審議事項を提案しているか。田村先生からの投げかけはとても印象に残った。などの感想がありました。(「北九州労健連ニュース」より)

各地・各団体のとりくみ

**建設
アスベスト**

大阪、京都で必ず勝利判決を！

関西建設アスベスト大集会

関西建設アスベスト訴訟の判決（大阪訴訟・1月22日、京都訴訟1月29日）まで4ヶ月あまりとなった9月9日、関西建設アスベストデーと銘打ち、朝から街頭宣伝や裁判所前宣伝行動、関西に本社のある主要原因企業5社に対する要請行動などを行いました。夜には関西建設アスベスト大集会が開催され200人を超える人が参加しました。

集会は、第1部「広がるアスベスト被害を考える」と題して、中皮腫で亡くなった藤本義一さんの長女・中田有子さんと、「死の棘・アスベスト 作家はなぜ死んだのか」の著者の加藤正文さん（神戸新聞東京支社編集部長兼論説委員）のお2人を招いての講演。故藤本義一さんの生涯を追いながら、「アスベスト被害は働いている人だけでなく、住んでいる人の問題」（加藤さん）、「アスベストで父より若い人が苦しみ亡くなっていく現実に怒りを覚える。みんなの問題と訴えていきたい。」（中田さん）と被害根絶に向けた思いを語りました。

第2部では、各界から激励と連帯のあいさつ。「東京地裁判決は一人親方など150人を切り捨てた。一人親方も一緒に働き被害に遭った。来年1月には東京判決以上の判決を勝ち取れるよう一緒にがんばりましょう。」（清水邦彦さん・東京原告共同代表）、「泉南は昭和47年以降に働いた人は線引きをして



全員で「あやまれ、つぐなえアスベスト」とアピール

救済しなかった。建設アスベストでは絶対に線引きさせない」(山田哲也さん・泉南アスベストの会代表)など、全ての被害救済と根絶に向けた思いを口々に語りました。

こうした発言を受けて、中尾知満さん（京都原告共同代表）、郡家滝雄さん（大阪原告共同代表）が勝利に向けた決意を表明。郡家さんが「先日、49歳の若さで、中皮腫で亡くなった原告の無念さを思うと、国や企業を絶対に許せない。京都と大阪で力を合わせて勝利のためにがんばりたい。」と述べると、会場から大きな拍手がわき起こりました。

今後も在京企業要請行動（9月17日、11月24日）、在阪企業要請行動（11月26日）、勝利判決と全面解決を求める院内集会（11月19日）など、W判決勝利と全面救済を目指した取り組みを進めていきます。今後ともご支援をよろしくお願いいたします。

（弁護士 遠地靖志）

民医連

被災地から考える町づくりの課題

保健予防ヘルスプロモーション活動交流集会

全日本民医連保健予防・ヘルスプロモーション活動交流集会が、9月12日～13日、東京浅草橋で開催され、全国から約200人が参加しました。

ヘルスプロモーションとは、「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールする能力を高め、自らの健康を改善できるようになるプロセス」(WHO)とされ、健康な公共政策作り、環境づくり、地域活動の強化等幅広い活動を含んでいます。

1日目は、「災害復興にむけたソーシャル・キャピタルの醸成」と題して東大大学院の近藤尚己准教授が講演。ソーシャル・キャピタル＝社会関係の資源的側面とし、厚労省も注目していること、地域の中に新たなつながりづくりを構築することが必要になっている、と訴えました。

続いては「被災地を通して見えた、まちづくりの

課題を考える」として、宮城と神戸からの報告に基づいたパネルディスカッション。被災地では、避難所→仮設住宅→復興公営住宅と移る度にコミュニティが壊された、神戸の教訓を東北や今後の被災地対策に生かしていくことが強調されました。



「避難所開設時にまず考えること」を真剣にグループ討論

集会では「震災時の避難所開設シミュレーション」や2日目の分科会の1つとして「ストレスチェック義務化」を設定し、健診事業所としての準備について学習する機会となりました。

（全日本民医連 岡村やよい）

御巢鷹山事故から30年、4つの誓いはどうなったのか

シンポジウム「8.10 明日への誓い」開催

123便事故から30年目。8月10日、「シンポジウム 8・10 明日への誓い」が開催され600人が参加しました。「誰のための安全なのか。何のための解雇なのか」のテーマで、シンポジウムのコーディネーターとして、新聞労連中央執行委員長の新崎盛吾氏、4人のパネリストとしてジャーナリストの安田浩一氏、JR職員の田中博文氏、機長の飯田祐三氏に私も加わり熱心な討論が行われました。以下、私の発言の抜粋です。

同期を亡くした1977年のクアラルンプール事故、1982年の羽田沖墜落事故、そして123便事故と幾つもの事故を経験して学んだことは、事故は防げるということと、万が一、事故が起きた場合でも、悔いのない100%のミスフォローができる危機管理が重要であるということです。労働組合の役割は、現場の声と実態を束ね、経営に伝え改善を求め、外にも発信することです。

事故の背景にコスト削減と労務政策があり、123便事故後に「絶対安全の確立」「現場第一主義」「公正明朗な人事」「労使関係の安定・融和」の4つの誓いが経営方針に掲げられました。絶対安全とは、事故は起こさない、起こしてはならないという経営と現場の強い意志と覚悟と安全を第一とする実践の持続があれば可能です。しかし、わずか1年半後にこの方針は頓挫し、その後経営破綻して2010年大晦日に165名の整理解雇が強行されました。

経営破綻の原因は、放漫経営・無責任経営と航空



客室乗務員の内田妙子氏

行政の誤りです。安全問題と同様、組合は改善を求め続けましたが受け入れられず、2010年の破綻に至りました。過酷なリストラで労働者が犠牲にされました。同じ誤りを繰り返さないためにも、破綻の原因究明は重要です。

CCU（日本航空キャビンクルーユニオン）は会社の介入で1975年に分裂させられてから40年。この間、違法行為が繰り返され、昇格差別は今も続いています。それでも、この組合を守り抜いてきました。CCUは、安全運航の社会的使命を果たせる組合としてもっと知って欲しい。

解雇撤回闘争では、国際会議に参加し、味方が世界中にいることや国内にも沢山の支援者がいることを実感しています。航空は平和産業です。平和を守り職場復帰を果たすために闘い続けます。

(JAL不当解雇撤回争議団 内田 妙子)

ブロックセミナーのお知らせ

第15回働くもののいのちと健康を守る

関東甲信越学習交流集会

日時 11月7日(土)13時～8日(日)12時

会場 越後湯沢温泉「湯沢ニューオオタニ」

記念講演「若手弁護士が語る労災事件の教訓」

白神優理子弁護士(八王子合同法律事務所)

特別報告「非正規労働者の健康を奪うブラックな働き方」山田真吾氏(首都圏青年ユニオン)

分科会 6分科会

参加費 16,000円(宿泊) 10,000円(日帰り・夕食) 3,000円(日帰り)

連絡先 「いの健」千葉センター

Tel 043-225-3390

第26回人間らしく働くための

九州セミナー inさが

日時 11月28日(土)13時～29日(日)13時

会場 28日佐賀市文化会館(全体会)

29日アバンセ・星生学園ほか(分科会)

基調講演「学校で労働法・労働組合を学ぶ」

川村雅則氏(北海学園大学教授)

シンポジウム「労働法・労働安全衛生法を学校で、職場で、地域で学び!活用しよう」

特別講座・分科会 2日目

教育企画

労働安全衛生活動講座・学校現場での「働くルール」授業/分科会

参加費 3,500円(2日参加) 2,000円(1日参加)

連絡先 現地実行委員会 Tel 0952-25-5021

いのけん 平和の実現と人間らしい労働の確立をめざして、 × 平和 さらに活動を進めよう

「世界の永続する平和は社会正義を基礎としてのみ確立することができる」
(ILO憲章前文)

「戦争法案」に反対する声、全国から



【岩手／8・30】盛岡市大通で若者を中心に「街頭アピール&1000人シール投票」を開催。県内6地域、東京から帰郷中の家族など150人が参加しました。全国一斉コールは25分間にも及びました。シール投票は賛成29反対874真ん中3、合計906人の声です。



【愛媛／8・30】松山市内3か所で行動を展開。「えひめ母親大会」での講師・東京大学教授の小森陽一氏も参加したデモと若者の「戦争法案Knockout行動」とが市内中心部で合流。400人がアピールしました。

【東京・国立市／9月5日】地域でも各地で、集会やパレードなど様々なアピールが繰り返されています。東京国立市でも、土曜日の夕方に駅前通りでアピール。店から出て手を振る人もあり、大きな注目を浴びました。



【国会前／連日行動】

8月30日、国会前には、全国各地からの参加者12万人が結集しました。国会前は車道まで参加者で埋め尽くされ、霞が関・日比谷一帯も身動きとれない状況となりました。参加者は、午後2時、3時、3時55分に全国とあわせてコール。「戦争法案今すぐ廃案!」「憲法守れ」「安倍政権は即退陣」「民主主義ってこれだ!」の音が響きわたりました。

法案をめぐる緊迫した日々が続くなか、国会前では連日、座り込み、集会を開催。9月14日には、4.5万人が国会前に結集しました。

